

「稲羽之素菟」考

高橋 俊之

一、はじめに

『古事記』⁽¹⁾ 上巻の大国主神話の物語の一つに、稲羽之素菟譚がある。大国主神の兄弟である八十神が八上比売と結婚しようと、稲羽に向かった際、その従者として共に稲羽に向かっていた大穴牟遲神（後の大国主神）は、氣多の前で伏せていた「裸菟」に出会う。大穴牟遲神が、菟に理由を尋ねると、菟は、和迺に一族の多さを比べようと持ち掛け、和迺の上を踏み数えながら、海を渡り、まさに氣多の前の地に下りようとした時、和迺に騙されていることを告げたため、「衣服」を「剥」がれたのだと答えた。さらに、大穴牟遲神より先に来た八十神の教えに従い、海水を浴びて風に当たっていたところ、体中が傷ついたのだと語った。それを聞いた大穴牟遲神は、水門の真水で体を洗い、蒲黄を敷き詰めて、その上で転がれば、お前の体は本の膚の如く差いえるだろうと教え、その教えの如くすると、菟の体は本の如く差いえたという。これが「稲羽之素菟」であり、今に「菟神」と呼ばれる存在であると記される。そして、菟は、八上比売は、大穴牟遲神と結婚するだろうと言い、その通り、大穴牟遲神は、八上比売と結婚する。

この物語は、大国主神の物語群の冒頭にあり、『古事記』というテキストの文脈に沿って理解すれば、大穴牟遲神

が国主である大国主神の神格を獲得するまでの最初の物語と解釈することができる。

これまでの研究において、当該の物語は、大国主神の物語と無関係の動物説話が結びついたものという指摘がなされ、世界の類型説話との比較を通して、その原伝承・伝播過程について論じられてきた。⁽³⁾ 一方で『古事記』というテキスト上における稲羽之素菟譚の意義については、民間療法の起源譚を大国主神に求めたとして、『日本書紀』⁽⁴⁾の「復為^二顯見蒼生及畜産^一、則定^二其療^レ病^一之方^一、又為^レ攘^二鳥獸・昆虫之災異^一、則定^二其禁厭之法^一。是以百姓至^レ今咸蒙^二恩頼^一。」(神代上・第八段・一書第六)という記述の具体例を示したものとする解釈や、⁽⁵⁾ 大国主神の医療神としての神格を強調し、王の資格としての医療行為を物語るものとの解釈もある。⁽⁶⁾ 稲羽之素菟譚が、大国主神の王の資格としての医療行為に重点を置いて描かれたのならば、「故、為^レ如^レ教、其身如^レ本也。」と大国主神が菟の治療に成功したことのみを記述していれば、大国主神の王の資格は十分に証明されたことになる。しかし、稲羽之素菟譚では、「故、為^レ如^レ教、其身如^レ本也。」という記述につづけて、「此稲羽之素菟者也。於^二今者^一謂^二菟神^一也。」とあり、本の如く差^いえた菟を、何故、「素菟」や「菟神」と記す必要があったのかについて、考えなければならないだろう。「素菟」の「素」の訓義については、従来、多くの指摘がされている(後述)が、その訓義が『古事記』というテキスト上において、如何なる意味をもつのかについては、まだ一考の余地がある。また、本の如く差^いえた「素菟」がどのような状態であるのかについて考察する上では、菟が「裸菟」となる前、つまり、「悉剥^二我衣服^一」という表現を検討する必要があるだろう。

本論では、「悉剥^二我衣服^一」と「素菟」という表記に注目して、『古事記』というテキストにおいて、稲羽之素菟譚が、大国主神話の冒頭に位置づけられていることの意味を論じたい。

二、「悉剥我衣服」の表現性

稲羽之素菟譚において、「素菟」は、はじめ、「衣服」を「剥」がれたことによって、「裸菟」として登場する。換言すれば、本来、この菟は「衣服」を身につけた菟であり、それが「剥」がれたことにより「裸菟」となるのである。では、「衣服」とはいったい何を表現しているのであろうか。

『古事記傳』(十之卷)⁽⁷⁾は、「我衣服アガキモノとは、毛ケの付る皮ツケカハを云り、こは人に准へて、衣服とは云るか」と述べ、また、「其身皮ノノとは、膚ハダヘを云なり、その故は、上に裸アカハダと見え、下文に悉剥コトゴトニグ我衣服ガとあれば、毛ケの付たる皮ツケカハはなければなり、」としている。しかし、一方で、「裸」については、「こ、は菟ウサギの毛ケの無キを云り、」と述べており、「衣服」が「体毛ミカモ」のみを指しているのか、あるいは、毛ケの付いた皮ツケカハ、毛皮モカハを指しているのかについて、一貫していない。近代の諸注釈書は、この点について、詳しくは言及していないが、毛皮の意としている。

「衣服」が、毛の付いた皮、毛皮モカハを意味するのか、または、体毛ミカモのみを指しているのかを検討する上で、まずは、『古事記』中における「剥」の用例について、確認してみたい。『古事記』中の「剥」の用例は、稲羽之素菟譚の例を除いて、次のようにある。

1 天照大御神、坐三忌服屋ニ而、令レ織ニ神御衣ニ之時、穿三其服屋之頂ニ、逆二剥天斑馬一剥而、所ニ墮入ニ時、天服織女見驚而、於レ梭衝ニ陰上ニ而死。(調陰上云宮登)

(上巻・天の石屋戸)

2 故、大國主神、坐三出雲之御大之御前ニ時、自三波穗ニ、乘三天之羅摩船ニ而、内二剥鵝皮一剥、為ニ衣服ニ、有三歸來神ニ。

(上巻・少名毘古那神との国作り)

3 余、驚懼而、坐^三殯宮、更取^三國之大奴佐^二而、以奴佐字種求^三生剥・逆剥・阿離・溝埋・屎戸・上通下婚・馬婚・牛婚・鶏婚・犬婚之罪類、為^三國之大被而、亦建内宿祢居^レ於沙庭、請^三神之命。
(中卷・仲哀天皇条)

4 其王等、因^レ无^レ礼而退賜。是者無^三異事^一耳。夫之奴乎。所^レ纏^三己君之御手^一玉劔、於^三膚燼^一剥持来、即与^三己妻^一。

(下卷・仁徳天皇条)

1 は、須佐之男命の乱行の一つで、「天斑馬」を「逆剥」にして、忌服屋に投げ入れたという記述である。「逆剥」は、3の仲哀天皇条にも見え、「生剥」と共に、大祓の対象の罪のひとつとして挙げられている。「逆剥」について、新編全集本『古事記』は頭注で、「尻の方から皮を剥ぐことか。異常な剥ぎ方をいう。」⁽⁸⁾と指摘している。また、『日本書紀』には、「剥^三天斑駒^一」(神代上・第七段・正文)、「逆^三剥斑駒^一」(神代上・第七段・一書第二)、「生^三剥斑駒^一」(神代上・第七段・一書第二)とあり、『日本書紀纂疏』⁽⁹⁾には「剥、皮也」とある。「逆剥」「生剥」が具体的にどのような剥ぎ方なのかはわからないが、「天斑馬(天斑駒、斑駒)」の皮を剥いだという意味であろう。2 は、大国主神の国作りにおいて、少名毘古那神と邂逅した場面で、少名毘古那神は、「鵝皮」を「内剥」にし、その皮を「衣服」にしていた、と記されている。また、「ウツハギ」の語は、『日本書紀』に「全^三剥真名鹿之皮^一以作^三天羽韠^一」(中略)全剥、此云^三宇都播伎^一」(神代上・第七段・一書第二)と見え、『古事記』『日本書紀』いずれの「ウツハギ」の用例も「皮」を剥いだと記されている。1・3の用例のように「剥」とした場合と、2の用例のように「剥^三く皮^一」とした場合の違いについてであるが、1・3の用例のように単に「剥」と用いられる場合は、単に皮を剥ぐ意であり、2の用例のように「剥^三く皮^一」の場合は、『古事記』や『日本書紀』の用例に鑑みれば、皮を剥ぎ、そして、その剥いだ皮を「衣服」として着たり、「天羽韠」を作るといった場合に「剥^三く皮^一」という表現が用いられていることがわかる。4 は、速総別王と女鳥王の反乱の記述で、

大楯連が女鳥王の玉釧を剥ぎ取って、妻に与えた際に、それを見咎めた皇后の石之日売命の発話である。4の用例は、1から3までの動物を対象としていた用例と異なり、女鳥王が身につけていた「玉釧」が剥ぐ対象となっている。『古事記』の用例に鑑みれば、「剥」は、身体の外側にある物を取るという意であり、特に、家畜などの動物を対象として「剥」を用いた場合は、皮を剥ぐという意味になる。ただし、動物の皮を剥ぐといった場合、当然、そこには、体毛なども含まれているであろうことは注意される。用例2では、「内剥」という特殊な表現であるものの、「鵝」の皮を、丸剥ぎにして「衣服」としたわけであるから、「鵝」の体毛が付いた状態の「皮」を剥いだということになる。

さて、以上の「剥」の字義の理解に基づけば、当該の稲羽之素菟譚においては、「悉剥我皮」と記せば、『古事記傳』が指摘するところの「毛^ケの付^{ツケ}る皮^{カハ}」¹⁰を剥いだことを表現するには十分であったといえる。しかし、稲羽之素菟譚においては、「悉剥我衣服」と、わざわざ「衣服」を剥がれたのであると記しており、また、八十神から教わった治療を試した菟の状態について、「其身皮悉風見吹折」と、体の「皮」が折けたと記していることから、「衣服」は菟の¹¹体毛のみを指した表現であると考えるのが妥当であろう。

では、何故、¹²体毛のみを剥がれたことを「悉剥我衣服」と表現したのであるか。この点については、矢野貫一氏が「衣服」を「毛」と解した場合に、「毛」といわず、『衣服』と表現したことに注意を要する。(中略) 上代における『毛を剥ぐ』の有無は問うに及ばない。¹³と指摘したことは注意すべきであろう。

上代文献において、動物の毛を抜くという表現は、管見の限り、『日本書紀』に次の一例があるのみである。

八月、官者吉備弓削部虚空、取^レ急帰^レ家。吉備下道臣前津屋^{或本云、国造吉備臣}留^二使虚空、経^レ月不肯^レ聴^二上京都。天皇遣^二身毛君大夫^一召焉。虚空被^レ召来言、前津屋以^二小女^一為^二天皇人^一、以^二大女^一為^二己人^一、競令^二相闘^一、見^二幼女勝^一、

即拔^レ刀而殺。復以^二小雄鷄^一、呼為^二天皇鷄^一、拔^レ毛^剪翼、以^二大雄鷄^一、呼為^二己鷄^一、著^二鈴・金矩^一、競令^レ闘之。
見^二禿鷄勝^一、亦拔^レ刀而殺。天皇聞^二是語^一、遣^二物部兵士三十人^一、誅^二殺前津屋并族七十人^一。

(卷十四・雄略天皇七年八月条)

吉備下道臣前津屋が、大きな雄鷄を自身の鷄として、禿げた鷄を天皇の鷄として闘わせ、禿げた鷄が勝ったのを見て、その鷄を殺したという記事である。この記事には「拔^レ毛」「禿鷄」という表現が見える。『説文解字』⁽¹²⁾によれば「禿、無髮也。」(第八下・「禿部」とあり、新編全集本『日本書紀』は、頭注で「すり切れてまるくなった状態で、『毛を抜き翼を剪^き』られた鷄の頭を『禿』と表現した。」と指摘する。つまり、「禿」とは、髪という特定の部位の毛が無くなる意であり、稲羽之素菟譚のように全身の「体毛」を抜かれるという意味とは異なる。上代において、動物が全身の「体毛」を剥ぎ取られる、または、抜かれることを表わす表現は無かったと考えられるのである。⁽¹³⁾

「悉剥^二我衣服^一」は、動物の「体毛」のみを剥ぎ取るという表現が無かった上代において、菟が全身の「体毛」のみを剥ぎ取られたことを表現しようとした、『古事記』の稲羽之素菟譚独自の表現ということが出来るだろう。

では、「衣服」と表現される「体毛」とは、どのような状態を指すのであろうか。

『古事記』中の名詞「衣服」の用例は、稲羽之素菟譚の例を除いて、次のようにある。⁽¹⁴⁾

5 故、大國主神、坐^二出雲之御大之御前^一時、自^二波穗^一、乘^二天之羅摩船^一而、内^二剥鵝皮^一剥、為^二衣服^一、有^二歸來神^一。

(上巻・少名毘古那神との国作り)

6 故、茲神之女、名伊豆志袁登賣神坐也。故、八十神雖^レ欲^レ得^二是伊豆志袁登賣^一、皆不^二得婚^一。於^レ是、有^二二神^一。兄号^二秋山之下氷壯夫^一、弟名^二春山之霞壯夫^一、故、其兄謂^二其弟^一、吾雖^レ乞^二伊豆志袁登賣^一、不^二得婚^一。汝得^二此嬢

子^一乎。」答曰、「易得也。」余、其兄曰、「若汝有^レ得^二此嬢子^一者、避^二上下衣服^一、量^二身高^一而釀^二甕酒^一、亦山河之物、悉備設、為^二宇礼豆玖^一。」云^レ余。白^レ字至^レ玖以^レ意^レ下^レ效^レ此余、其弟如^二兄言^一、具白^二其母^一、即其母取^二布遲葛^一而、布遲^二字^一以^レ音^レ之間、織^二縫衣・禪及襪・沓^一、亦作^二弓矢^一、令^レ服^二其衣・禪等^一、令^レ取^二其弓矢^一、遣^二其嬢子之家^一者、其衣服及弓矢、悉成^二藤花^一。

(中卷・応神天皇条)

7又一時、天皇登^二幸葛城山^一之時、百官人等、悉給^下著^二紅綬^一之青摺衣服。彼時、有^下其自^二所向之山尾^一、登^二山上^一人。既等^二天皇之鹵簿^一、亦其束装之状及人衆、相似不^レ傾。余、天皇望、令^レ問曰、「於^二茲倭國^一除^レ吾亦無^レ王、今誰人如^レ此而行。」即答曰之状亦如^二天皇之命^一。於是、天皇大忿而矢刺、百官人等悉矢刺。余、其人等亦皆矢刺。故、天皇亦問曰、「然告^二其名^一。余、各告^レ名而彈^レ矢。」於是、答曰、「吾先見^レ問。故、吾先為^二名告^一。吾者雖^二惡事^一而一言、雖^二善事^一而一言、離之神、葛城之一言主大神者也。」天皇、於是、惶畏而白、「恐、我大神、有^二宇都志意美^一者、自^レ字下^レ五字以^レ音也不^レ覺。」白而、大御刀及弓矢始而、脱^二百官人等所服衣服^一、以拜獻。余、其一言主大神、手打受^二其奉物^一。故、天皇之還幸時、其大神滿^二山末^一、於^二長谷山口^一送奉。故、是一言主之大神者、彼時所^レ顯也。

(下卷・雄略天皇条)

5は、先の「剝」の用例2と同じ記述である。少名毘古那神が「鵝皮」を「内剝」にし、その皮を「衣服」にしていた、という内容である。ここでは、「内剝」した「鵝皮」を少名毘古那神がすでに着物として着た状態でやって来たことが見てとれる。6は、中巻・応神天皇条の兄・秋山之下水壯夫と弟・春山之霞壯夫の説話である。兄が弟に対して、伊豆志袁登売を得ることができるかと問い、弟が「容易いことである」と答え、それを受けて、兄が、伊豆志袁登売を得ることができなければ、着物を脱いで、身長測り、その身長と同じだけ酒を醸そうと述べた発話文に「避^二上下衣

服」がみえる。「上下衣服」を「避」り、とある点からも、ここでの「衣服」は、すでに着た状態の着物を意味していることがわかる。つづいて、弟が兄の言葉を母に伝えたと、母は、「織縫衣・禪及襪・沓、亦作弓矢」と一晩で「衣」_二禪_一「襪」_二沓_一「弓矢」を作り、それらを弟に「服」させ、伊豆志袁登売の家に遣ったという。すると、「其衣服及弓矢、悉成藤花。」と、着物と弓矢がごとく藤の花になったと記されている。ここで重要なのは、母が、弟に「令服其衣・禪等」という状態が、「其衣服及弓矢」の「衣服」を指している点である。つまり、6の説話においても、「衣服」は着物を着た状態であることがわかる。7は、雄略天皇条の葛城の一言主大神の説話である。7の「悉給著紅綯之青摺衣服」については少し注意が必要である。当該例は、「衣服」の文字列ではあるものの、「悉給著紅綯之青摺衣服」_上と解釈する注釈書と、「悉給著紅綯之青摺衣服」_上と解釈する注釈書⁽¹⁶⁾があり、名詞「衣服」の用例に含めるか否か問題がある。しかし、「天皇登幸葛城山之時」とある点からすれば、いずれに解釈するのが妥当であるかは置いておいても、文脈上は、葛城山に登った後、天皇より下賜された「衣服（または「衣」）を着たと解するよりは、「天皇登幸葛城山之時」段階において既に「衣服（または「衣」）を着ていたと解釈するのが妥当であろう。その上で、「葛城之一言主大神」に百官人の身に付けていた「衣服」を脱がして、奉ったのである。これまでの用例から「衣服」とは、既に身につけた状態の着物を表わす表現であると考えられる⁽¹⁷⁾。本節の冒頭で述べたように、「素菟」は、「悉剝我衣服」ことによつて、「裸菟」となったのであり、本来は、「衣服」という体毛_二を身につけた菟であったといえる。つまり、稲羽之素菟譚において、「衣服」とは、菟が、生来、身につけていた体毛_二を表した表現であると考えられるのである。

「衣服」という生来身につけていた体毛_二を「剝」がれた菟は、大穴牟遲神によつて、本の如く差え、「素菟」と

なる。この「素」の表現について、次節で考えたい。

三、「素」の訓義

「素」について、本居宣長は「さて此菟シロの白なりしことは、上文に言ハずして、此處ココにしも俄ニハカに素菟シロウサギと云るは、いさ、
 か心得ぬ書カキざまなり、故思レフに、素はもしくは裸アカハダカの義ココロには非じか、若然シサもあらば、志呂シロとは訓ムまじく、異訓アダシヨミあり
 なむ、人猶考へてよ、⁽¹⁸⁾とシロウサギと訓読しつつも、裸の意で、シロと訓読しない可能性を指摘している。これを
 受け、西宮一民氏が「素」字について、「シロ・モト・ス」の三つの訓の可能性を提示し、考察を行い、「素」がシロ
 と訓むべきことを論じた。その上で、「白菟」ではなく、「素菟」と表記していることについては、月の異名と誤解さ
 れないようにするために「素菟」と表記したのであると述べている。⁽¹⁹⁾また、シロウサギに「素菟」の表記を当てたこ
 とについて、思想大系本『古事記』は「なお『素烏』(白いカラス。文選、両都賦)、『素鶴』(白いツル。王勃詩)、『素狐』、『素魚』
 などのシロは、烏・狐など通常の色と異なるものであり、素魚には祥瑞がある。素兔も同じような語構成で、神の使
 などの瑞獸の意を表わすか。記の用字法ではシロは『白』で表わされるが、同じシロでも右のような特別な意味を持
 つために『素』の字を用いたのであろう。」と、「素菟」の表記に漢籍の祥瑞と同様の意義があると指摘している。⁽²⁰⁾ま
 た、『古事記注解』において、山口佳紀氏は、『日本書紀』の用例から、「素」が繊維の白さと結びつけられる傾向が
 あったことを指摘し、人間の「衣服」に見立てて、「素」と表記したことを論じ、鈴木啓之氏も文献に基づく考察から、
 山口氏の結論を支持している。⁽²²⁾

以上に確認したように、「素」字については、既に多くの論考があり、先行論と重複する点もあるが、「素菟」に

ついで考察する上で、改めて、「素」字の訓義を確認しておきたい。

『古事記』において「素」字は、稲羽之素菟譚を除き、次の3例がみえる。

8 故、太素杳冥、因本教而識孕^レ土産^レ嶋之時、元始綿邈、頼先聖而察^レ生^レ神立^レ人之世。

(上巻・序文)

9 又、貢上手人韓鍛、名卓素、亦具服西素二人也。

(中巻・応神天皇条)

8の記序の「太素」は、「元始」と対句になっており、また、宋刻本『藝文類聚』⁽²³⁾にも、「廣雅曰、(中略)清者爲精、濁者爲形、太素、質之始也。」(第一巻・天部上・「天」とあるように、世界の原初の状態を意味する語である。9の「卓素」「西素」は、どちらも人名であり、音仮名の用例である。いずれも当該の稲羽之素菟譚における「素菟」とは使われ方が異なる。

『万葉集』⁽²⁴⁾において「素」の訓字例は、次の一例のみである。

蓋聞、四生起滅、方夢皆空、三界漂流、喻環不^レ息。所以、維摩大士在^二于方丈^一、有^レ懷^二染疾之患^一、釋迦能仁、坐^二於雙林^一、無^レ免泥洹之苦。故知、二聖至極、不^レ能^レ拂^二力負之尋至^一、三千世界、誰能逃^二黑闇之搜来^一。二鼠競走、而度^レ目之鳥旦飛、四蛇争侵、而過^レ隙之駒夕走。嗟乎痛哉。紅顏共^二三從^一長逝、素質与^二四德^一永滅。何圖、偕老違^二於要期^一、獨飛生^二於半路^一。蘭室屏風徒張、断腸之哀弥痛、枕頭明鏡空懸、染筠之淚逾落。泉門一掩、無^レ由^二再見^一。嗚呼哀哉。

愛河波浪已先滅、苦海煩惱亦無^レ結。從來獸^二離此穢土^一。本願託^二生彼淨刹^一。

(巻五・漢詩文)

右は、『万葉集』の日本挽歌(巻五・七九四番歌)の直前に記載された漢詩文である。右の漢詩文には、女性の容貌の美しさを表す表現として「紅顏」と「素質」が対句で用いられている。ここでの「素質」は、白い肌を意味する。

次に、『日本書紀』の「素」の訓字例とその古訓等を確認してみたい。『日本書紀』における「素」の訓字例とその古訓、および、『日本書紀私記』や『釈日本紀』には次のように見える。⁽²⁵⁾

10 天照大神素知^ニ其神暴惡^一、至^レ聞来詣之状^一、乃勃然而驚曰、
(神代上・第六段・正文)

■兼方本「モトヨリ」

■兼夏本「モトヨリ」

■丹鶴叢書本「モト」

■水戸本「モトヨリ」

11 天皇素聞^ニ饒速日命是自^レ天降者^一、而今果立^ニ忠效^一、則褒而寵之。
(卷三・神武天皇即位前紀)

■熱田本「モトヨリ」

■北野本(第四類)「モト(ヨリ)」

■兼右本「モトヨリ」

12 而今運属^ニ此屯蒙^一、民心朴素。
(卷三・神武天皇即位前紀)

■熱田本「スナヲナリ」

■北野本(第四類)「スナヲナリ」

■兼右本「スナホナリ」

13 聆^ニ天皇之使者至^一、則拔磯津山之賢木^一、以上枝挂^ニ八握劍^一、中枝挂^ニ八咫鏡^一、下枝挂^ニ八尺瓊^一、亦素幡樹^ニ于船舳^一、
参向而啓之曰、願無^ニ下兵^一。
(卷七・景行天皇十二年七月条)

■北野本（第三類）「シロキハタ」

■兼右本「シラハタヲ」

14即素旆而自服、素組以面縛、封_二凶籍_一、降_三於王船之前_一。

（卷九・神功皇后摂政前紀、仲哀天皇九年十月条）

①「素旆」

■北野本（第三類）「（シロ）キハタアケ」

■熱田本「シロキハタアチ」（本文「素櫛」に作る）

■兼右本「シロキハタアケテ」

■彰考館本『日本書紀私記』（丙本）「志呂支波太安介天」

②「素組」

■北野本（第三類）「シロキツナシテ」

■熱田本「シロキツナシテ」

■兼右本「キツナシ」

■彰考館本『日本書紀私記』（丙本）「志呂支豆奈之天」

15於_レ是大鷦鷯尊素服為_二之發哀_一、哭之甚慟。

（卷十一・仁德天皇即位前紀）

■前田本「アサノミソ（キ）タテマ（ツリ）《右傍》」、「アサノミソ（キ）タヒ（テ）《左傍》」

■北野本（第四類）「アサノミソキタ《右傍》タテマツリ《左傍》て」

■兼右本「アサノミソキタ《右傍》タテマツリ《左傍》て」

16 即以_三白塩_二塗_三其身_一、如_三霜素_二之応也。

(卷十一・仁徳天皇三十八年七月条)

■北野本(第四類)「シロイ」

■兼右本「シロイ」

17 当_三是時_一、倭直吾子籠素好_三仲皇子_一。

(卷十二・履中天皇即位前紀)

■図書寮本「モトヨリ」

■北野本(第三類)「モトヨリ」

■兼右本「ヨリ」

18 泊_三于難波津_一、則皆素服_レ之、悉捧_三御調_一、且張_三種種樂器_一。

(卷十三・允恭天皇四十二年正月条)

■図書寮本「アサキヌタマハル」

■北野本(第三類)「アサキヌ」

■熱田本「アサノキヌキル」

■兼右本「アサノキヌキル」

20 摩理勢素_レ聖皇所好、而暫来耳。

(卷二十三・舒明天皇即位前紀)

■図書寮本「ヨリ」

■北野本(第一類)「ヨリ」

■兼右本「ヨリ」

21 然素頼_三天皇聖化_一而習_三旧俗_一之民、未_レ詔之間、必当_レ難_レ待。

(卷二十五・孝徳天皇・大化三年四月条)

■兼右本「ヨリ」

22又王者清素、則山出_二白雉_一。

(卷二十五・孝徳天皇・白雉元年二月条)

■北野本(第一類)「シツカナルト」

■兼右本「シツカナルことは」

23皇太子素服称制。

(卷二十七・天智天皇即位前紀)

■北野本(第一類)「アサモノミソ《右傍》」、「アサノミソタ《左傍》」

■兼右本「アサノミソタテマツリて《右傍》」、「アサモノミソタテマツリて《左傍》」

24凡不_レ扱_二緇素_一、起_二癸亥年_一至_二于三歲_一、並賜_二官食_一。

(卷二十七・天智天皇五年是冬条)

■北野本(第一類)「ホシシロキヌハ」

■兼右本「ホウシシロキヌを」

■前田本『釈日本紀』「ホウシロキヌ」

25時安摩侶素_レ東宮所_レ好。

(卷二十八・天武天皇即位前紀)

■北野本(第二類)「モトヨリ」

■兼右本「モトヨリ」

10・11・17・20・21・25は、文脈上においても、『日本書紀』の古訓においても、本来からを意味する副詞「もとより」の用例である。12は、「民心」が飾らず、純朴であることを「朴素」と表現しており、『日本書紀』の古訓にも「スナヲナリ」とある。13の「素幡」、14の「素旆」はいずれも降伏の意思表示としての白旗の意であり、14では、さらに

自らを「素組」と白い縄で縛ったことが記されている。いずれも『日本書紀』の古訓において「素」に「シロキ（シラ）」の訓がみえ、白色の意であることがわかる。13・14の記述で注意すべき点は、降伏の証としての「素幡（素施）」や「素組」であるということである。素材がいかなる物であったかということは記されていないが、降伏のために、真っ白に晒した上等な白布を使用したとは考えがたい。ここは、降伏のために、染色もせず織っただけの生成り色の粗末な布で降伏の意を示したと理解するべきだろう。15・18・23は、全て「素服」の例である。古訓には「アサノミソ」「アサノキヌ（アサキヌ）」「アサモノ」とあり、「素」に「アサ」の訓があてられている。これは、「素」に麻の意があるわけではなく、『隋書』⁽²⁶⁾の「死者斂以棺槨、親賓就屍歌舞、妻子兄弟以白布製服。」（卷八十一・列伝第四十六「東夷」倭国条）や『万葉集』の高市皇子挽歌に「白妙乃 麻衣著」（卷二・一九九番歌）とあるように、日本の喪服が白色の麻製の衣服を着用していたことによるのである。これも真っ白に晒した麻布というよりも、染色していない生成り色の麻の衣服と解するべきである。16は、仁徳紀の鹿の相夢の記述で、牡鹿が「白霜多降之覆^フ吾身」と白い霜が我が身を覆ったことは、何を意味するのかと牝鹿に問うたことに対する回答である。牝鹿は、それは、牡鹿が殺され、素い霜^{しろ}が体を覆うように、全身に白い食塩を塗られることを暗示していると答えた。ここでの「素」は古訓に「シロイ」とあり、また、「白霜」に対応することから、白の訓義を認めて良いだろう。22は、孝徳紀における白雉の出現に関する記述である。その中で、王者が「清素」であると、瑞祥として「白雉」が出現すると記されている。「清素」は、古訓には、「シズカナル」とあり、王者の特質として、清廉で質素であることを表している。24の「縹素」は仏教語で、印融本『塵袋』⁽²⁷⁾に「オトコヲハ白衣^ト云^フ僧^ヲハ黒衣^トオモヘリ。縹^ハクロ素^ハシロシトヨムナレハ黒白衣^ヲトリアハセテ縹素^ト云^フ。道俗^ノ二字^ヲハ日本記^ニハヲコナヒ人シロキヌトヨメリ。シロキヌハ白衣ノ衆^ト云^フ心ナリ。」（第十一「疊字」）とあり、兼右本『日本書紀』

の古訓にも「ホウシシロキヌ」と見え、僧侶と俗人の衣の色を黒と白とで表している。

右の『日本書紀』の古訓は、いずれも平安後期以降の用例となり、また、「素菟」のように、「素」+動物の用例でない点は注意すべきである。管見の限り、「素」+動物の用例で「素」に「白」の意を見出すことができる最も古い資料としては、奈良時代末期写・平安初期加点の知恩院本『大唐三藏玄奘法師表啓』⁽²⁸⁾がある。知恩院本『大唐三藏玄奘法師表啓』の「謝太宗文皇帝製三藏聖教序表」には、「素」+動物の用例として、次のように見える。

並に已に載^{のせて}之素象^{白馬}に還^{りて}獻^{たま}ラム紫宸^に（奈良時代末写・平安初期加点）

右の用例では、「素象」に「白馬」の傍注があり、平安初期には「素」+動物に白色の動物の意を認めていたことがわかる。

さて、これまで、上代文献の用例、『日本書紀』の古訓、平安初期点本等を確認してきたが、「素」には、本来・本質的という意味の「もと」と、白色を意味する「しろ」の訓義が存することを確認した。本来・本質的を意味する「もと」については、『日本書紀』の古訓を見る限り、副詞「もとより」の用例のみである。対して、白色を意味する「しろ」については、「素」+体言の用例で、「素幡（素施）」や「素組」、「素服」などが「シロキ」「シラ」等と訓読されており、また、「素」+動物の用例として、知恩院本『大唐三藏玄奘法師表啓』に「素象」に白色の動物の意を認めている点は重要である。

上代文献の用例や平安期の訓点資料を踏まえれば、当該の稲羽之素菟譚の「素菟」についても、やはり、白色の菟を意味する「シロウサギ」の訓義を認めるのが最も妥当であろう。しかし、注意すべきなのは、「素」字が表わす白色の意味するところである。これまでの考察で、『日本書紀』の古訓では、「素幡（素施）」や「素組」に「シロキ（シラ）」

等の訓が見え、それが、降伏時における染色されていない旗や縄であることを論じた。また、「素服」についても、染色されていない麻の服であることを指摘した。

石山寺本原本系『玉篇』には、「素」の字義として、次のような記述が見える。

繁（蘓故反。毛詩、素絲五紞。傳曰、素綿也。考工記、凡畫繪之事、後工素。鄭玄曰、素白采也。礼記、繹純以素。鄭玄曰、素生帛也。范子計然、白素出三輔匹八百。說文、白綴繪也。周礼、稟人、掌矢八物、蕝亦如之、春獻素、秋獻成。鄭玄曰、春作秋成也。毛詩、不素飡兮。傳曰、素空也。野王案、謂空虛也。左氏傳、与其素属、寧為无勇也。韓詩、素質也。人但有質朴、无治民之才、居位食位、多併君之加賜故曰素飡。儀礼、桴獻成素。鄭玄曰、刑法立為素、飾治畢為成。左氏傳、不愆于素。杜預曰、素猶預也。喪服傳、既練及素食。鄭玄曰、素猶故也、謂復平生時故食也。礼記、有哀素之心。鄭玄曰、凡物无飾曰素、又曰、孔子達於礼、而不達於素。鄭玄曰、素猶所也。方言、素廣也、又曰、素本也。郭璞曰、五色之本也。漢書、昌邑王、居喪不素食、私買雞臠以食。野王案、素食菜粗食也、又曰、每有水旱、莽輒素食、是也。謚法、達礼不達樂曰素。素（今俗、繁字也。）

石山寺本原本系『玉篇』が挙げる字義の中で注目されるのは、『詩経』毛伝の「素綿也」や『説文解字』の「白綴繪也」とともに、『礼記』の鄭玄注を挙げ、「素生帛也」を引用していることである。この石山寺本原本系『玉篇』の字義や『日本書紀』の「素幡（素施）」や「素組」、「素服」の用例の文脈を考えあわせれば、「素」字が表す白色とは、そのものが本来持つ白色^ㄱということになるだろう。「素服」についていえば、麻製の染色をしていない衣服、つまりは、生成り色といたったところであろう。注意しなければならないのは、「素」の字義に生成り色の意味があるわけではない。重要なのは、そのものが本来持つ白色^ㄱという点である。「素服」の場合は、麻製であるため、生成り色というわけである。

以上、「素」字の字義を文献から確認してきた。『日本書紀』においては、「素幡（素施）」や「素組」、「素服」などの布製品に、専ら「白」の訓義を見出せることから、山口氏や鈴木氏が指摘するような「裸菟」「衣服」という連想から「素」字が意識されたことは否定し得ない。しかし、「素」字において、重要なのは、「素」がただの白色を意味する語ではなく、^ノそのものが本来持つ白色^ヲを意味しているという点である。

『古事記』の稲羽之素菟譚において、「素菟」は、大穴牟遲神の治療によって、「如^ニ本膚^ニ」^い差え、本来から持っていた白色（^ニ「素」）の生来の体毛（^ニ「衣服」）に快復したのである。

四、おわりに

以上、『古事記』の稲羽之素菟譚において、何故、シロウサギを「素菟」と表現したのかを「悉剝^ニ我衣服^ニ」と「素」の表現に注目し、考察を行ってきた。

既に、先行研究において指摘されているように、「衣服」から白い布製の「素服」を連想し、「素」字が選ばれた可能性は否定できない。本論では、それらの先行研究を踏まえて、『古事記』というテキストにおいて、「素菟」と表記されていることの意義を論じてきた。第二節では、「剥」字が基本的に^ノ皮を剥ぐ^ヲ意であり、「悉剝^ニ我皮^ニ」ではなく、「悉剝^ニ我衣服^ニ」と、わざわざ「衣服」を剥がれたのであると記すことで、菟が^ノ体毛^ヲのみを剝がれたことを表現していることを考察し、「衣服」が菟の生来身につけていた^ノ体毛^ヲを表した表現であることを指摘した。第三節では、上代文献の用例や『日本書紀』の古訓、平安期の訓点資料などから、「素」が、ただの白色の意ではなく、^ノそのものが本来持つ白色^ヲという意であることを論じた。『古事記』において、白色の動物には、景行天皇条に足柄

の坂の神や伊服岐山の神の化身として、「白鹿」や「白猪」が見え、当該の稲羽之素菟譚において、「素菟」は、今に「菟神」と謂われる存在であることが記されている。「素菟」にシロウサギの訓義を認め、また、『古事記』において、今に「菟神」と謂われる存在であることが記されていることから、「素菟」にも、「白鹿」や「白猪」と同様に白色の動物が持つ神聖性を認めねばならないだろう。以上の理解を踏まえれば、当該の稲羽之素菟譚における「素菟」は生来から身につけていた白色という体毛、つまりは、白い動物としての神聖性が大穴牟遲神の治療によって快復したという文脈として理解するべきである。⁽³⁰⁾『古事記』において、八十神が「素」という菟が本来持つ白色の神聖性を快復出来なかったのに対し、大穴牟遲神は「素」という菟が本来持つ白色の神聖性を快復したのである。大国主神が、国主として葦原中国の統治権を直接得るのは、黄泉国において、須佐之男命に認められたことによるが、稲羽之素菟譚では、八十神と大穴牟遲神の兄弟間において、一方は、「素」という菟の神聖性の快復に失敗し、一方は、「素」という菟の神聖性の快復に成功したという物語となっており、大国主神話の最初の物語として、大穴牟遲神の特殊性を表すと同時に、大穴牟遲神が、八十神よりも国主としての優位性をもっていたことを物語るのである。

『古事記』の稲羽之素菟譚は、まず、八十神と大穴牟遲神が、それぞれ「裸菟」に出会って治療を行い、治療に成功した大穴牟遲神に対してのみ、最後に、生来からの白色という特殊性を持った菟、「素菟」だったことが明かされるところという文脈であると考えたい。以上のように、大穴牟遲神の特殊性を語る物語であるからこそ、稲羽之素菟譚は、『古事記』というテキストの中で、大穴牟遲神から大国主神へという大国主神話の最初の物語として位置づけられるのである。

註

- (1) 『古事記』のテキストは、西宮一民編『古事記修訂版』（おうふう、二〇〇〇年）を用いた。
- (2) 次田潤『古事記新講』（改修版、明治書院、一九五六年、初版…一九三八年）、倉野憲司『古事記の新研究』（至文堂、一九二七年）、中島悦次『古事記評釋』（山海堂出版部、一九三〇年）、次田真幸「大穴牟遲神と稲羽の素菟」（『解釈』十一月号、一九七〇年）等がある。
- (3) 高木敏雄『比較神話學』（博文館、一九〇四年）、小島瓊禮「稲羽の素菟考」（『國學院大學久我山高등학교紀要』三輯、一九六四年）、福島秋穂「稲羽の素菟譚について」（『記紀神話伝説の研究』、六興出版、一九八八年、初出…一九八七年）、魯成煥「『稲羽の白兔』説話と韓国・梧桐島の伝説」（『古事記年報』四十六号、二〇〇四年）、黄明月「『古事記』『稲羽の素菟』譚の傳播説についての考察—韓國の梧桐島傳説との比較を通じて—」（『古事記年報』五十号、二〇〇八年）等がある。
- (4) 『日本書紀』のテキストは、小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・藏中進・毛利正守『日本書紀』1—3（新編日本古典文学全集、小学館、一九九四年—一九九八年）を用いた。
- (5) 倉野憲司『古事記全註釈』第三卷（三省堂、一九六七年）。
- (6) 次田潤『古事記新講』（註2前掲書）、西郷信綱『古事記注釈』第三卷（ちくま学芸文庫版、筑摩書房、二〇〇五年、初版…一九七五年）、次田真幸 註2前掲論文、松尾哲朗「古事記考—大國主神の超医療性—」（『学芸古典文学』第一号、二〇〇八年）、神田典城「『稲羽素菟』考—医療行為の側面から—」（『記紀風土記論考』、新典社叢書273、新典社、二〇一五年、初出…二〇〇九年）等がある。なお、寺川眞知夫氏（「大穴牟遲神と稲羽の素菟」、『古事記神話の研究』、おうふう、二〇〇九年、初出…二〇〇六年）は、王の資格としては、慈悲の心が重要であると指摘する。
- (7) 本居宣長『古事記傳』十之卷（大野晋編『本居宣長全集』第九卷、筑摩書房、一九六八年）。
- (8) 山口佳紀・神野志隆光『古事記』（新編日本古典文学全集、小学館、一九九七年）。
- (9) 清原宣賢筆本『日本書紀纂疏』（天理図書館善本叢書和書之部編集委員会編『日本書紀纂疏・日本書紀抄』、天理図書館

館善本叢書和書之部27、八木書店、一九七七年。

- (10) 矢野貫一「素菟攷」(『愛知県立大学文学部論集(国文学科編)』第三十八号、一九九〇年)。

- (11) 図書寮本『日本書紀』には「禿鷄」に「ツフレナル」とある。

- (12) 一篆一行本『説文解字』(中華書局、一九六三年)。

- (13) 『日本霊異記』上巻・第三縁(中田祝夫校注・訳『日本霊異記』、新編日本古典文学全集、小学館、一九九五年)には、「鬼己頭髮所引剝而逃。」(興福寺本・訓釈「剝 波介太」、国立国会図書館本・訓釈「剝 皮加之弓」という用例があり、厳密には、動物の用例ではないものの、鬼が髪を引き剥がされたことが記されている。これも『日本書紀』の用例と同様に、髪という特定の部位が引き剥がされたのであり、稲羽之素菟譚の全身の体毛を剥がれたという記述とは異なる。また、漢籍では、『北齊書』(中華書局本(一九七二年)に拠る)の「楊愔傳」に「騎禿尾草驢」があり、この「禿尾」について、『漢語大詞典』(上海辞書出版社、一九八六年—一九九四年)は、「尾巴毛疏而短。」と、尾の毛が細く短いことと指摘する。「禿尾」が『漢語大詞典』が指摘するように尾の毛が細く短いことを意味するのか、または、尾の毛が全く無いことを意味するのか、いずれにしても「尾の毛」という特定の部位の毛が短い、または、毛が無いことを意味しており、これも、稲羽之素菟譚のように、全身の体毛が無いという意味とは異なる。

- (14) 「衣服」の文字列は、挙げた用例のほかに、中巻・垂仁天皇条に「如全衣服」があるが、「全き衣の如服せり」と名詞「衣」と動詞「服」とに解するべきところであり、名詞「衣服」の用例からは除外した。

- (15) 本居宣長『古事記傳』四十二之巻(大野晋編『本居宣長全集』第十二巻、筑摩書房、一九七四年)、『敷田年治標注古事記標注』下巻之下(敷田年治標注、明治十一年(一八七八年)刊、國學院大學古事記学センター蔵本)、荻原浅男・鴻巣隼雄『古事記上代歌謠』(日本古典文学全集、小学館、一九七三年)、山口佳紀・神野志隆光『古事記』(註8前掲書)等がある。

- (16) 倉野憲司・武田祐吉校注『古事記祝詞』(日本古典文学大系、岩波書店、一九五八年)、倉野憲司『古事記全註釈』第七巻(三省堂、一九八〇年)、沖森卓也・佐藤信・矢嶋泉編『新校古事記』(おうふう、二〇一五年)等がある。尾崎暢殃『古事記全講』(加藤中道館、一九六六年)は、漢字本文では「悉給_下著_上紅紐_上之青摺衣服_上」としているが、訓読文では「悉に紅き紐著けたる青摺の衣を給はりて著たり」としている。

- (17) 『古事記』には、「服」の用例として、名詞「衣服」のほか、着る意の動詞の用例として「服_レ腰裳_一少女」(中巻・崇神記)や服従する意の動詞の用例として「欺陽歸服」(中巻・仲哀記)がある。ほかに、着物を意味する名詞として「坐_レ機而織_レ服」(下巻・仁徳記)の用例があり、この名詞「服」と名詞「衣服」の違いについては、名詞「服」が着ていない状態で、かつ、着物に仕立てるための反物の状態である対し、名詞「衣服」は、既に着物を身に着けた状態、つまり、_レ衣_を服_た状態_をを表わした表現であるといえる。なお、着物を意味する語には、「衣服」の他に、「服」や「衣」などがあり、他にも、「コロモ」「キヌ」「キモノ」等の訓読の問題や、それらが示す対象の違いについて、諸説あるが、本論では、訓読や対象の問題は保留し、着ている物を意味する総称として、「着物(きもの)」という語を用いた。
- (18) 本居宣長『古事記傳』(注7前掲書)。同様に、裸の意として、「素」を捉えている論としては、『古事記小事典 古代の真相を探る』(「因幡の白兔」の項、児玉喜恵子執筆、歴史と文学の会編、勉誠出版、二〇一二年)がある。
- (19) 西宮一民「稲羽の素菟と和邇」(『皇学館大学紀要』第十六輯、一九七八年)。
- (20) 青木和夫ほか校注『古事記』(日本思想大系、岩波書店、一九八二年)。
- (21) 神野志隆光・山口佳紀『古事記注解』4「素菟」の項、山口佳紀執筆、笠間書院、一九九七年、初出…一九八五年)。「素」と「衣服」の表記の連想についての指摘は、既に、神田秀夫・太田善磨校註『古事記』上(日本古典全書、朝日新聞社、一九六二年)の頭注で「『素』字はシロギヌの意に用ゐられるから『裸』『衣服』などの用字と合はせて衣装を暗示するのも知れない。」と指摘されている。
- (22) 鈴木啓之「古事記『稲羽之素菟』訓義攷―『素』字の使用意義をめぐって―」(『古事記の文章とその享受』、新典社、二〇一一年、初出…一九八九年)。
- (23) 宋刻本『藝文類聚』(新興書局、一九七三年)。
- (24) 『万葉集』のテキストは、中西進『万葉集全訳注・原文付(一)』(講談社文庫、一九七八年)を用いた。
- (25) 『日本書紀』の古訓、及び、『日本書紀私記』、『釈日本紀』の確認には以下の資料を用い、傍訓をカタカナ、ヲコト点をひらがなで附し、破損のため、筆画から推定したものは()で示した。
- 前田本『日本書紀』(前田育徳会尊経閣文庫編『日本書紀』、尊経閣善本影印集成26、八木書店、二〇〇二年)。
- 図書寮本『日本書紀』(『日本書紀 秘籍大観(帖之部)』、大阪毎日新聞社、一九二六年)。

北野本『日本書紀』（貴重図書複製会編『日本書紀 国宝北野本』、貴重図書複製会、一九四一年）。

兼方本『日本書紀』（京都国立博物館編『国宝 吉田本日本書紀 神代卷 上』、勉強出版、二〇一四年）。

兼夏本『日本書紀』（天理大学附属天理図書館編『日本書紀 乾元本』 1:2、新天理図書館善本叢書2:3、八木書店、二〇一五年）。

丹鶴叢書本『日本書紀』（水野忠史編『丹鶴叢書 日本書紀 一』、嘉永四年（一八五一年）刊、佛教大学図書館蔵本）。

水戸本『日本書紀』（日本文献学会編『日本書紀 卷一』、日本文献学会叢刊1、有朋堂、一九四四年）。

熱田本『日本書紀』（熱田神宮編『熱田本日本書紀』第1冊—第3冊、八木書店古書出版部、二〇一七年）。

兼石本『日本書紀』（天理大学附属天理図書館編『日本書紀 兼石本』 一—三、天理図書館善本叢書和書之部54—56、八木書店、一九八三年）。

前田本『釈日本紀』（前田育徳会尊経閣文庫編『釈日本紀 三卷十九—卷二十八』、尊経閣善本影印集成29、八木書店、二〇〇四年）。

彰考館本『日本書紀私記』（丙本）（黑板勝美編『日本書紀私記 釋日本紀 日本逸史』、新訂増補国史大系第八卷、新装版、

吉川弘文館、一九九九年）。

(26) 中華書局本『隋書』（中華書局、一九七三年）。

(27) 『塵袋』下（日本古典全集、正宗敦夫編纂校訂、日本古典全集刊行会、一九三五年）。

(28) 『大唐三藏玄奘法師表啓』（貴重古典籍刊行会、一九六〇年）を用いた。傍訓はカタカナ、ヲコト点をひらがなで附し、補読は（ ）で示した。

(29) 石山寺本原本系『玉篇』は、『原本玉篇殘卷』（中華書局、一九八五年）を用いた。高山寺本『篆隸万象名義』（『弘法大師空海全集』第七卷、筑摩書房、一九八四年）には、「繁（蘓故反。綿也、空也、預也、故也、所也、廣。）素（上字。）」とある。

(30) 梅田徹氏（「オホアナムヂとイナバノシロウサギ」『古事記』オホクニヌシ物語の開始をになう意義—、『上代文学』第七十九号、一九九七年）は、大穴牟遲神の治療によって、「素菟」は、「シロウサギとして新生」したのであり、治癒の前後を同一に扱えないとしている。しかし、「其身如^{もと}本也。」とあることから、「素菟」は本の状態に戻ったのだと解したい。